様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2023年　9月　27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ぎけんせいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社技研製作所  （ふりがな） もりべ しんのすけ  （法人の場合）代表者の氏名 森部 慎之助 印  住所　〒 781-5195  高知県高知市布師田3948番地1  法人番号　　5490001000359  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 技研製作所の取り組むDX | | 公表日 | 2023年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表 <https://www.giken.com/ja/aboutus/pj/dx/>   * デジタル技術の発展による環境変化と影響 * デジタルビジョン * ロードマップ | | 記載内容抜粋 | 当社では、目指す社会の実現に向けてデジタルビジョンを掲げています。  ＜デジタルビジョン＞  デジタル革命を通じて五大原則※を高度に満たした「物」「方法」の創造を加速化し、安心安全でサステナブルな社会の実現に貢献する  ※五大原則…環境性、安全性、急速性、経済性、文化性  デジタルビジョン補足：  ①「五大原則を高度に満たした「物」「方法」の創造を加速化する」とは   * 圧入原理の優位性を可視化・実証し、インプラント工法Ⓡのグローバルな浸透を加速化する * 環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の全てを最大化させたインプラント構造物をより多くスピーディーに世の中に提供する   ②安心安全でサステナブルな社会とは   * 自然災害を中心とした社会課題の解決による安心安全な社会の実現 * 社会の変化に柔軟に対応する機能の見直し、部材の再利用を前提とした機能構造物の提供   また、中期経営計画やGIKEN GOALS 2031と連動させた、デジタルビジョン実現のための中長期的なロードマップを策定しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 技研製作所の取り組むDX | | 公表日 | 2023年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表 <https://www.giken.com/ja/aboutus/pj/dx/>   * デジタル戦略 | | 記載内容抜粋 | 3つのデジタル戦略によって、五大原則を極限まで高めた当社のソリューションを世の中に提供し、サステナブルな社会の実現に貢献します。  各デジタル戦略のアクション内容として、データ活用を組み込んだデジタル技術の活用を計画しています。  デジタル戦略とアクション：  ①「物」「方法」の高度化・価値向上   * + インテリジェントコンストラクションの実現   + トータルパッケージのシステム構築   ②「物」「方法」の提供プロセス加速化   * + 先端テクノロジーを用いた技術開発   + スマートファクトリー構築   + デジタルマーケティング強化   ③ デジタル基盤の構築   * + 業務の効率化・生産性向上   + データドリブン経営実現   + デジタル人材・価値創造人材育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 技研製作所の取り組むDX <https://www.giken.com/ja/aboutus/pj/dx/>   * 推進体制 * 人材育成計画 | | 記載内容抜粋 | ■DX推進体制  全社横断でデジタル戦略を推進するための体制を構築しています。  各部門の役割を明確化して、ユースケースの取り組みを多方面からサポートします。  各部門の役割：   * 全体統括（経営層、経営戦略部） * 取り組み進捗評価、ゲートレビュー　等 * 推進・実行部門（各事業） * ユースケース推進、スケジュール管理、配賦済の予算管理　等 * 支援部門（IT、法務知財、外部協業先 等） * IT基盤構築サポート、情報セキュリティ管理、法規制のアドバイス、技術サポート、協業先との契約サポート　等   ■人材育成の取り組み  当社の目指すDXを実現するために、必要なデジタル人材を以下3つのレベルで定義しています。   * + デジタル人材（高度）： DXを活用した新たな企画・開発を創造・推進できる人材   + デジタル人材（応用）： 業務のあるべき姿に向けて業務を最適化できる人材 * デジタル人材（基礎）： デジタル技術活用の土台ができている人材 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 技研製作所の取り組むDX <https://www.giken.com/ja/aboutus/pj/dx/>   * IT環境の整備 | | 記載内容抜粋 | デジタル戦略では、業務の効率化・生産性向上だけでなく、デジタル活用による新規ビジネスの創出まで含めた戦略となっています。  デジタル戦略を推進していくために、基幹システム、業務システム、社内IT環境の整備を以下のように計画しています。  また、新規ビジネス創出に向け、新たに構築するGIKEN Platformにデータを集約し、これらを利活用可能なビジネス展開も見据えたIT環境整備に取り組んでいます。  基幹システム：   * + 基幹システムを刷新しレガシーシステム問題を解消   + 海外子会社にクラウドERPを導入   業務システム：   * クラウドグループウェア利用による多様な働き方の推進 * 購買業務WEB化によるペーパーレス促進 * SFA/BIツールによるデータ利活用促進   社内IT環境：   * オンプレサーバからクラウドサーバ/仮想サーバに移行し柔軟なリソース管理を実現 * サイバーセキュリティの強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 技研製作所の取り組むDX | | 公表日 | 2023年9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表 <https://www.giken.com/ja/aboutus/pj/dx/>   * 推進指標 | | 記載内容抜粋 | 戦略の達成度を測る定性目標として、当社の提唱する五大原則の最大化を設定しています。  デジタル戦略のアクションプランは全て五大原則評価の向上に寄与し、独自評価表によって可視化した基準に沿って達成状況を把握します。  また、一部定量指標を設定し、両側面からデジタル戦略の推進を行っていきます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年9月26日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて発信 <https://www.giken.com/ja/aboutus/pj/dx/>   * トップメッセージ | | 発信内容 | 当社は圧入技術を基軸とし、構造物の企画から設計、機械、部材の開発、施工、完成後の維持管理までを「パッケージ」で提案し、世界の建設課題解決を牽引してきた「グローバルエンジニアリング企業」です。  今後デジタル技術の本格活用によって、圧入技術の優位性を最大限に引き出し、新たな価値を生み出すことで、社会課題の解決スピードの向上や活躍フィールドの拡大を目指します。  当社はその実現にむけ、事業横断型のDX推進社内体制のもと、以下３つのデジタル戦略に取り組んでいきます。  ①「物」「方法」の高度化・価値向上  ②「物」「方法」の提供プロセス加速化  ③ デジタル基盤の構築  これらのデジタル戦略によって、企業の持続的成長、ステークホルダーの皆様における利益の最大化を叶える組織となり、事業を通じて社会課題の解決、サステナブルな社会の実現に貢献することで、企業としての社会的責任を果たしてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　6月頃　～　2023年　9月頃 | | 実施内容 | 経産省「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いた課題把握を自己診断にて実施 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策は情報システム戦略に基づいて実施しています。（セキュリティ監査は外部監査を年に一度実施） デジタル戦略に即した年度計画を期初に策定、推進しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。